

議案第 74 号

甲賀市各種スポーツ大会出場激励金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 25 日

甲賀市教育委員会教育長 立岡秀寿

## 甲賀市各種スポーツ大会出場激励金交付要綱の一部を改正する要綱

甲賀市各種スポーツ大会出場激励金交付要綱（令和4年甲賀市教育委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「出場する者」の次に「等」を加える。

第3条に次の1号を加える。

（3）市内に所在する高等学校において部活動を行う団体であって、市長が特に必要と認めたもの

第4条中「別表で定めるとおりとする」を「個人にあっては別表で定める額と、団体にあっては市長が定める額とする」に改める。

第5条第2項中「当該年度内に大会区分ごとに1人」を「大会区分ごとに1会計年度当たり1人（団体にあっては、1団体）」に改める。

### 付 則

この告示は、告示の日から施行する。

甲賀市各種スポーツ大会出場激励金交付要綱新旧対照表

改正案	現行
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この告示は、スポーツの振興を図るため、各種スポーツの国際大会及び全国大会等（以下「各種大会」という。）に出場する者 <u>等</u> に対し、予算の範囲内において、甲賀市各種スポーツ大会出場激励金（以下「激励金」という。）を交付するものとし、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この告示は、スポーツの振興を図るため、各種スポーツの国際大会及び全国大会等（以下「各種大会」という。）に出場する者 <u>等</u> に対し、予算の範囲内において、甲賀市各種スポーツ大会出場激励金（以下「激励金」という。）を交付するものとし、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。
(交付対象者)	(交付対象者)
第3条 激励金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、出場競技への出場登録をしている者とする。	第3条 激励金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、出場競技への出場登録をしている者とする。
(1) 及び (2) (略)	(1) 及び (2) (略)
<u>(3) 市内に所在する高等学校において部活動を行う団体であって、市長が特に必要と認めたもの</u>	(激励金の額)
(激励金の額)	第4条 激励金の額は、 <u>個人にあっては別表で定める額と、団体にあっては市長が定める額とする</u> 。
(交付申請)	(交付申請)
第5条 (略)	第5条 (略)
2 激励金の交付回数は、 <u>大会区分ごとに1会計年度当たり1人 (団体にあっては、1団体)</u> につき1回とする。	2 激励金の交付回数は、 <u>当該年度内に大会区分ごとに1人</u> につき1回とする。

付 則

この告示は、告示の日から施行する。